

## 大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「用途」チェックリスト

(非ホワイト国向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが契約書又は入手した文書・記録媒体や相手先ホームページに記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに○を付けること。)

	核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ

**通常兵器補完規制に係る「用途」チェックリスト**

(国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2の国・地域) 向けの場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが契約書若しくは入手した文書・図面、相手先ホームページ又は電磁的記録媒体に記載、記録されているか、また、相手先等から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに○を付けること。)

通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。))の 開発、製造又は使用	はい・いいえ
---	--------

「はい」の場合は、「用途要件の除外に関するチェックリスト」の確認を行うとともに、許可申請が必要か否かを最終判断するため、審査担当者は輸出管理責任者に連絡すること。

## 用途要件の除外に関するチェックリスト

「通常兵器補完規制に係る「用途」チェックリスト」において「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。(どちらかに○を付けること。)

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表(※)に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍の間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定に基づき、自衛隊がオーストラリア国防軍に対して役務の提供を行う場合	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑨海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

(※)別表

- 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
  - 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
  - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
- 二 産業用の発破器
- 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

## 大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「需要者」チェックリスト

(非ホワイト国向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

## ①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○を付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、「明らかガイドライン」のチェックを行うとともに、許可申請が必要か否かを最終判断するため、審査担当者は輸出管理責任者に連絡すること。

## ②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先等から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○を付けること)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学剤又は細菌剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関するチェックリストを確認するとともに、許可申請が必要か否かを最終判断するため、審査担当者は輸出管理責任者に連絡すること。

**おそれ省令(核兵器等)第2号及び第3号又はおそれ告示(核兵器等)第2号及び第3号に  
定める「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関するチェックリスト**

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「-」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・-
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・-
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・-
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・-
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・-
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・-
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・-
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・-
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・-
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩輸送等における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・-
	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・-
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・-
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・-
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・-
据付等の辞退や秘密保持等の様態	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・-
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・-

外国ユーザーリスト 掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリスト(20140904貿局第1号)に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」(20140904貿局第1号 輸出注意事項26第28号)1. の(3)1)に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること)が一致しない。	はい・いいえ・ー
その他	⑱その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者から明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・ー